

新潟市がん予防促進連携協定実施要綱

(目的)

第1条 がん検診受診率向上によるがんの早期発見の推進に向け、新潟市が、がん検診の普及啓発に積極的に取り組む企業や団体（以下、「企業等」という。）と協定を締結し、市民のがん予防を促進することを目的とする。

(対象)

第2条 市内に本店、支店又は営業所等があり、がん予防や検診受診の活動に意欲を有し、次の各号のいずれかの要件に該当する企業等を対象とする。

- (1) 業務内容とがん検診の普及啓発活動に関連性のある企業等
- (2) 市民と接する窓口を多数有する企業等
- (3) その他、提案する取り組みが市民の受診促進に大きな効果があると認められる企業等

(申込み)

第3条 協定を締結しようとする企業等は、市長に、新潟市がん予防促進連携協定申込書（様式1）を提出する。

(協定の締結)

第4条 市長は、申込書の提出があった場合は内容を審査し、適当であると認めたときは、新潟市がん予防促進連携協定を締結する。

- 2 協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の末日までとし、期間満了の1ヶ月前までに申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(企業等の取組内容)

第5条 市と協定を締結した企業等（以下「協定企業等」という。）は、次の各号のいずれかの取り組みを行う。

- (1) 従業員に対するがん検診の受診勧奨
 - (2) 顧客窓口におけるパンフレットの配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨
 - (3) 系列企業や取引企業等に対するがん検診の受診勧奨
 - (4) がん検診受診啓発のための市民向けイベントの実施
 - (5) その他、がん検診の受診啓発やがん予防に関わる積極的な取り組み
- 2 協定企業等は、毎年度、翌年度の4月末までに、新潟市がん予防促進連携協定報告書（様式2）により、取組状況を報告する。

(市の支援)

第6条 市は協定企業等の求めに応じ、取り組みに必要ながん検診に関する情報提供などの協力を行うほか、市のホームページや広報誌に企業等の名称や取組内容等を掲載し、市民に広報する。

2 協定企業等は、商品パッケージ、広告等に「新潟市がん予防促進連携協定締結企業」等である旨の表示をすることができる。

(協定の解除)

第7条 市長及び協定企業等は、当事者間の協議により、協定を解除することができる。

2 市長及び協定企業等は、相手方が法令及び本要綱、本要綱に基づき締結した協定のいずれかに違反した場合は協定を解除することができる。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。